

「外国人と刑罰—受刑者移送制度について—」

調査報告書

2007/03/03

報告者：阿部宏央・菊川雄三・土田晃三・山城優妃

目次

1. 外国人受刑者の今

受刑者移送制度を詳しく知る前に、外国人犯罪の現状に焦点を当てる。また入所するまでの流れを見るとともに問題の対象となる外国人について調べる。そして、国際的な条約である受刑者移送条約に日本が参加するまでの流れを追い、導入部分とする。

2. 「受刑者移送制度」とは？

1の導入に続き、章では受刑者移送制度の詳細について述べる。同制度の概要から手続きなどに触れるとともに、今後の見通しについても調査を行う。

3. 制度の問題点と改善案

制度ができ、実際に運用されるようになったが、やはり問題点は残る。私達なりの視点からその問題点に対する改善策を考える。

4. 私見

1～3を踏まえた上で、制度全体に対する見解を述べる。

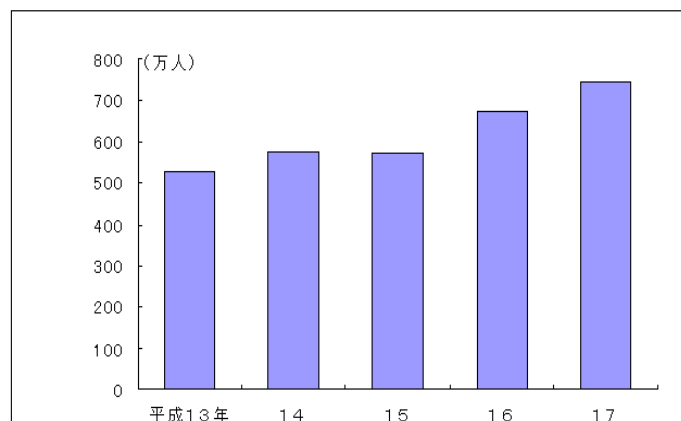
1. 外国人受刑者の今

—はじめに—

近年グローバル化が進み、(* 1)日本に入国する外国人数は年々増加傾向にある。それに伴い日本における(* 2)外国人の犯罪者数も年々増加しており、刑務所の収容人数も 100 パーセントを超過している。また日本語を話せない外国人受刑者の処遇も問題となり、平成 15 年、受刑者の更生と円滑な社会復帰を目的にかかげる受刑者移送条約に日本も加盟するに至った。

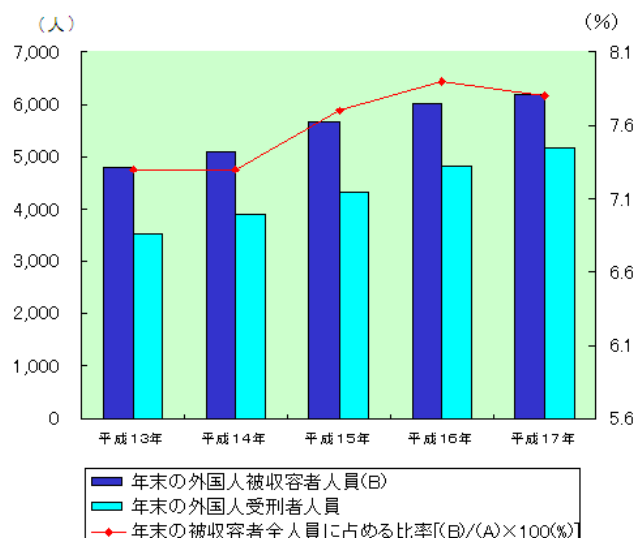
* 1 入国者数の推移について

入国者の推移



* 2 外国人犯罪者数について

年末の被収容者全人員のうち外国人被収容者人員の推移



※1、2とも 引用：法務省HP www.moj.go.jp (白書・統計より)

この報告書は、外国人と刑罰の受刑者移送条約を色んな人に知ってもらうためのものである。国際的な問題に触れる事により、これからの国際社会のあり方について多くの人が改めて考えるきっかけになれば、という願いをこめて作成する。

では、以下外国人受刑者について詳しく見ていこう。

1. 外国人犯罪とは

「はじめに」の部分で外国人の収容人数については触れた。では具体的な外国人犯罪の現状はどのようなものなのか。

法務省の「平成 17 年犯罪白書のあらまし」によると、外国人犯罪の詳細は、

平成 16 年における来日外国人による一般刑法犯の検挙件数は 3 万 2,087 件（前年比 17.7%増）、検挙人員は 8,898 人（同 2.0%増）、特別法犯（交通法令違反を除く。）の送致件数は 1 万 5,041 件（同 12.6%増）、送致人員は 1 万 2,944 人（同 14.7%増）であり、いずれも統計の存する昭和 55 年以降最多となった。罪名別の検挙件数は、窃盗が 2 万 7,521 件（同 20.5%増）、強盗が 269 件（同 5.5%増）、入管法違反が 1 万 2,516 件（同 18.6%増）であり、いずれも過去最多となった。

また、国籍別統計では、

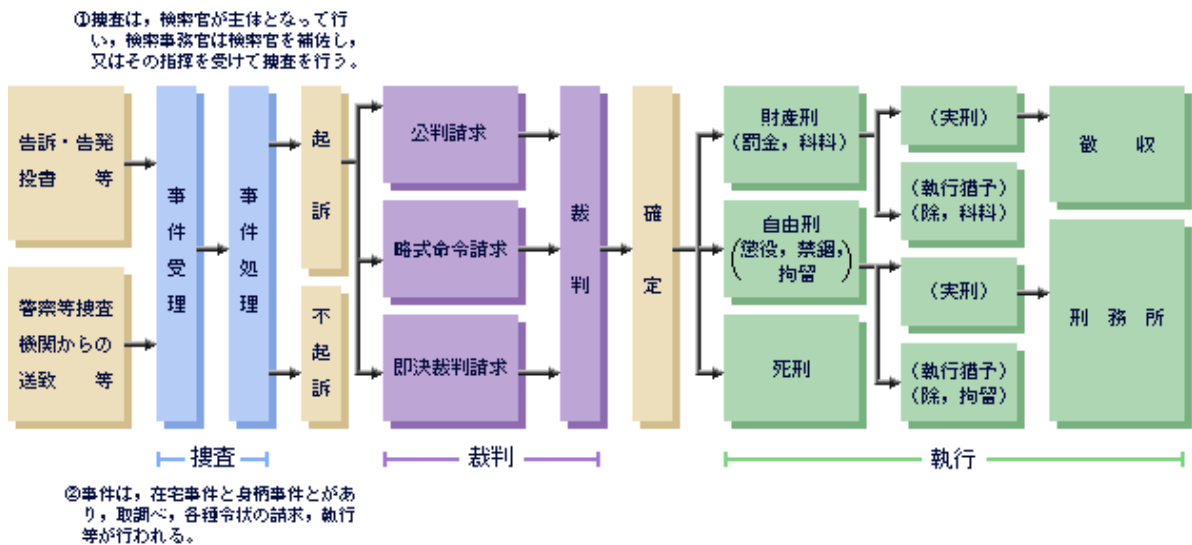
平成 16 年における来日外国人被疑事件（交通関係業過及び道交違反を除く。以下同じ。）の検察庁新規受理人員は、2 万 4,907 人（前年比 3.3%増）であり、国籍等別では、中国が 41.4%と最も多く、次いで、韓国・朝鮮（11.7%）、フィリピン（6.9%）、ブラジル（6.3%）、タイ（3.8%）の順であった。

とある。つまり統計から見ると外国人犯罪率は全体的にやはり増加しており、中でも中国、韓国・朝鮮籍の人々による件数が圧倒的な割合を占めている事がわかる。

2. 入所までの流れと分類処遇

1では統計から、外国人の具体的な人数や国籍がわかった。ここでは、いったいどのような流れで入所までに至るかを見たのち、問題とされる外国人受刑者について述べる。

(刑事事件の流れ)



※引用：法務省HP www.moj.go.jp

このような流れで犯罪者は起訴され判決を受け、最終的に徴収か刑務所に入所することになる。手続き等詳しい内容は法務省のHPをご覧ください。

日本では、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法第50号）により、個々の受刑者の資質および環境に応じて、更生改善を図り、円滑に社会復帰をさせる事を目的とする分類処遇制度をとっており、専門知識に基づいて、入所時に、また定期的、必要に応じて分類調査が行われる。以下はその分類である。

《収容分類》

- ① w：女子 ② F：日本人と異なる処遇を必要とする外国人 ③ I：禁錮に書せられた者 ④ J：少年 ⑤ L：執行刑期8年以上の者 ⑥ Y：26歳未満の成人 ⑦ M：精神障害者 ⑧ P：身体上の疾患または障害のある者

(※これらの分類を認定するのは、刑が確定した時点での刑事施設の長である)

《処遇分類》

⑨V：職業訓練を必要とする者 ⑩E：教科教育を必要とする者 ⑪G：生活指導を必要とする者 ⑫T：専門的資料処遇を必要とする者 ⑬S：特別な擁護的処遇を必要とする者 ⑭O：開放的処遇が適当と認められる者

分類は、収容→処遇の順に行われ、受刑者は個々に適した行刑施設(刑務所、少年刑務所及び拘留所の総称)で、適した処遇を受ける事になる。

3. F級外国人と問題、過剰収容

2で述べたように受刑者は分類されるわけだが、外国人に関して、特に問題になるのは②F級受刑者である。F級受刑者とは、来日外国人(永住者又は特別永住者ならびに米国軍隊の構成員とそれらの家族を除く)で、行刑施設での特別の配慮を有する者を指す。つまり日本語が全く話せないなど日本の刑務所での適用が難しいとされる受刑者である。日本語が話せたり、日本の生活に慣れている者は日本人と同じ処遇を受ける事になる。

F級受刑者の処遇における最大の問題点は言語である。これを克服する策のひとつとして、府中・大阪各刑務所に国際対策室が設置されているほか、22施設において日本語の教育が実施されている(平成18年現在)。その他、居房、日常生活、宗教、食事などについて、民族・風俗習慣等を考慮した舎房及び工場の指定、食事内容・食事時間の変更その他、F級受刑者の特性に応じた処遇が行われている。

次に、F級受刑者の人数・国籍について触れると、平成16年版犯罪白書によると、F級受給者の人数に関しては平成4年ころから増加傾向が見られ、平成9年以降、毎年過去最多を更新している。平成15年は1,584人で、新受刑者3万1,355人の5.1%を占めている。また、同年年末における在所受刑者6万851人のうち、3,010人(4.9%)がF級受刑者となっていた。

一方、国籍に関しては、平成15年におけるF級新受刑者の国籍等は40以上、同年年末に在所するF級受刑者の国籍等は70以上の国・地域に及んでおり、多様化が著しく見られる。同年のF級新受刑者の国籍等を多い順に挙げると、①中国779人(49.2%)、②ブラジル138人(8.7%)、③イラン136人(8.6%)、④ベトナム108人(6.8%)、⑤韓国・朝鮮100人(6.3%)である。

F級受刑者に関しては多くの配慮が行われているが、やはり刑務所に適応する事は困難なようだ。また外国人受刑者全体に占める割合とF級受刑者の中で占める割合を比べると、国籍の順位が変わっている事がわかる。そしてやはり中国人が圧倒的な数を占めている事もわかる。

先ほど、F級外国人の人数が増加傾向にあると述べたが、平成15年版犯罪白書によると、日本全体の新受刑者数も平成15年以降増加傾向にあり、平成15年では3万1355人(前年比3.6%増)に至った。このような中で、現在刑務所の過剰収容が問題となっている。

法務省調べによると、平成12年から13年にすでに収容率は100%を超えており、平成17年では115.1%となっている。そしてこのまま増え続けると平成19年度には131.2%になると予想されている。また、過剰収容により職員の数も不足状態に陥っており、受刑者の居住環境や行刑施設の管理運営、適切な矯正処遇の実施という面で問題が生じているようだ。

今まで述べてきた現状と、F級受刑者の大半が釈放後退去強制を受ける立場にあることから、日本はF級受刑者を中心とする外国人受刑者について、受刑生活上の困難を取り除き、彼らの改善・更生と円滑な社会復帰を促すため、そして、過剰収容を軽減させるために、平成15年に、「刑を言い渡されたものの移送に関する条約」(受刑者移送条約)に加入する事を決定し、国内法として国際受刑者移送法を施行した。

4. 受刑者移送制度ができるまで

受刑者移送条約は、欧州評議会によって昭和58年3月21日にストラスブールで作成、昭和59年7月1日に効力が発生した。

※ 欧州評議会とは？

欧州評議会(Council of Europe : CE)は、1949年、人権、民主主義、法の支配という価値観を共有する西欧10ヶ国が、その実現のための加盟国間の協調を拡大することを目的としてフランス・ストラスブールに設置した国際機関である。伝統的に人権、民主主義等の分野で活動しているが、最近ではこれに加え、薬物乱用、生命倫理、テロなどの問題にも対応しており、各種条約策定(平成18年5月末で200本)、専門家会合開催の他、国際問題などに関する勧告・決議採択、決議事項のモニタリングに取り組んでいる。また、冷戦終了後は、旧東側諸国の民主化及び市場経済への移行を積極的に支援している。

日本は、平成8年11月に米、加に次いで3番目の欧州評議会閣僚委員会のオブザーバー国となり、各種会合への参加、任意拠出、欧州評議会が作成した条約の締結・加入などを行っている。

ちなみに欧州評議会加盟国は以下

フランス、イタリア、英国、ベルギー、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、アイルランド、ルクセンブルク(以上原加盟国)、ギリシャ、トルコ(1949)、アイスランド(50)、ドイツ(51)、オーストリア(56)、キプロス(61)、スイス(63)、マルタ(65)、ポルトガル(76)、スペイン(77)、リヒテンシュタイン(78)、サンマリノ(88)、フィンランド(89)、ハンガリー(90)、ポーランド(91)、ブルガリア(92)、エストニア、

リトアニア、スロベニア、チェコ、スロバキア、ルーマニア（93）、アンドラ（94）、ラトビア、モルドバ、アルバニア、ウクライナ、マケドニア（95）、ロシア、クロアチア（96）、グルジア（99）、アルメニア、アゼルバイジャン（2001）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（2002）、セルビア・モンテネグロ（2003）、モナコ（2004）

なお、ベラルーシは議員会議特別参加資格（Special Guest Status）を有するが、現在資格一時停止中。

オブザーバー国は5カ国（日本、米、加、メキシコ、パチカン）となっている。

受刑者移送条約は、犯罪者の更生、社会復帰のためには、判決を下した国において刑の執行を受けるよりも、その母国において執行されることが望ましいという考えと、言語等の障壁による外国人受刑者への悪影響を避けるという人道的配慮に基づき締結された。しかしやはり、背景には、外国人受刑者の増大によるいわゆる過剰拘禁の緩和という一面があると言われており、他にも、アメリカ、イギリスについては、受刑者の処遇問題で、外国で受刑する自国民の保護の必要性が主要な背景であったとも言われている。

同条約は欧州評議会非参加の国々にも開かれているが、多国間条約であるため各国の法制度にある程度の共通点が必要となる。そのため、条約に参加するには欧州評議会閣僚委員会の決定に基づき、欧州評議会が当該国に対する加入の要請を行う必要がある。

日本では、平成14年7月23日に国会で承認、平成15年2月17日に評議会に加入寄託、2月18日に公布・公示、6月1日に効力発生するに至った。日本は52番目、アジアで初の加入となる。また、条約に加入するにあたり、国内法として国際受刑者移送法を平成14年に制定した。こうして、日本における受刑者移送制度は完成した。

一方、欧州評議会で締結されてから10年も経過してからの加入となったため、もっと早くから加入要請を行うべきだったとの指摘もある。

※条文など詳細を見たい方は下記参照

* 受刑者移送条約

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty_020411.html

* 国際受刑者移送法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO066.html>

* 国際受刑者移送法施行規則

<http://keiji.hourei.info/keiji49.html>

では次の章で、この受刑者移送制度の詳細を見ていこう。

2 受刑者移送制度

受刑者移送制度とは、外国で有罪判決を下され現地で服役している受刑者を母国へ送還し、その国で刑の執行を行うという制度である。日本では、欧州評議会の「刑を言い渡された者の移送に関する条約」（平成15年条約第1号）と国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）等に基づいて、締結国内で刑の決まった日本人犯罪者をわが国に移送する「受入移送」と、日本で裁判された締結国の国籍を有する外国人犯罪者を現地へ移送する「送出移送」が行われる。ここでは、「受入移送」と「送出移送」を分けてそれぞれ詳細と手続きを紹介していく。

1. 受入移送制度について

まず移送が可能となることの前提として日本と相手国が受刑者移送条約を締結していなければならない。その上で、この締結国内で服役中の日本人犯罪者を受入するかどうかについて、該当性判断と相当性判断が行われる。

該当性判断の基準

- ・ 受刑者の同意があること
- ・ 受刑者が14歳以上であること
- ・ 受刑者が犯した罪が、日本国内においても同様に罪になること
- ・ 受刑者の犯罪の内容が、日本の裁判所で無罪となっていないこと

※これらの該当性を判断するのは、東京地方裁判所及び法務大臣である。

相当性判断の基準

- ・ 移送によって受刑者の改善更正及び円滑な社会復帰を促進することが期待できるかどうか
- ・ 移送決定時に相当な残刑期があると見込まれるか
- ・ 受刑者が犯した罪を日本で処罰する必要があるかどうか
- ・ その他

※ これらの相当性を判断するのは、法務大臣である。

以上の該当性、相当性に当てはまる者について、日本と裁判国で移送するかどうかの協議が開かれ、合意があれば移送が実行される。その後、移送された日本人犯罪者は日本において共助刑

が執行される。

刑種：裁判国の刑が懲役に相当する場合には、懲役刑
裁判国の刑が禁錮に相当する場合には、禁錮刑

刑期は、裁判国の刑が無期である場合には、無期となる。また、裁判国の刑が30年以下ならば、同一期間の刑期となるが、30年以上の場合は30年となる（ただし、裁判国で刑を下されたのが少年期であるばあいは、上記の30年は15年となる）。

これらの共助刑の執行が終了すれば、裁判国での刑の執行が終了したとみなされる。

2. 送付移送について

こちら受入移送と同様に、相手国との条約を締結しておく必要がある。その上で該当性判断と相当性判断がなされる。

該当性の判断基準

- ・ 受刑者の同意があること
 - ・ 受刑者の犯した犯罪が、執行国においても犯罪となること
 - ・ 受刑者の犯した犯罪について、再審の申し立てを裁判所が受理していないこと
 - ・ 罰金、没収など刑期に関わる刑以外が終了していること
 - ・ 余罪の裁判が係属していないこと
- ※ これらの該当性を判断するのは、法務大臣である。

相当性の判断基準の内容は、受入移送の相当性判断と同一であり、判断を行うのも法務大臣である。以上の該当性、相当性の上で日本と執行国が合意をし、日本の刑務所から執行国への刑務所へと移送が行われる。F級犯罪者が執行国の法令に基づいて、共助刑の執行を終えれば、日本で言い渡された刑の執行の終了とみなされる。

※ 送出国の実績に比べ、受入移送の実績は極端に少ない。我々が調査した大阪刑務所では、送出国移送が9件実行されている一方で、受入移送は1件も実行されていない¹。

3. 国際対策室

法務大臣と、移送を希望する受刑者とを繋ぐパイプ役として、F級受刑者が収容されている刑務所には「国際対策室」が設置されている。今回我々は、大阪刑務所の国際対策室の職員にインタビューし、移送条約においてどのような働きをしているのかを調査した。

F級受刑者が入所した日に、本人が希望した言語での移送法についての告知書を渡す。



受刑者が移送を希望・申し出た場合、国際受刑者移送法第30条に基づいて、申し出を法務大臣へ通知する。



移送させてもよいかどうかを検察官に確認し、結果を法務大臣に報告する。



移送法第31条・32条に基づいて、受刑者に最終的な同意の確認を行う。



実際に移送が行われる場合、移送前日に受刑者に通知する。

※ 上記以外に、移送が実行され、相手国に引渡し完了したという捺印を完了するまでの様々な書類手続きも国際対策室の職員が担っている。

※この他、インタビューの中で得たことを以下に列挙する。

Q.現在の大阪刑務所の定員、実際に収容されている全受刑者の総数と、F級受刑者の出身国の構成と総数は？

A.定員は2704名。実際に収容されている受刑者は3013名であり、その中でF級受刑者は、43カ国430名である¹。

Q.大阪刑務所における送出国移送の実績は？

A.平成16年に2名。

平成17年に3名。

平成18年に4名。

Q.大阪刑務所において、現時点¹で移送を希望しているF級受刑者はいるのか？

A.17カ国59名が移送を希望しており、そのうち13カ国30名が移送申し出を行っている。

(注1)：平成19年1月29日時点

3. 制度の問題点と改善案

1. 法務大臣の判断基準

法務大臣が相当と認める場合に送付・受入移送が行われると国際受刑者移送法には規定されているが、この相当と判断する際の基準が不明確なきらいがある。もっとも他国法との関係を始め勘案しなくてはならない点が多かったりあるいは定まっていなかったりするというのはこの法律に関しては納得のいくところであり、一定の柔軟性が必要なことも理解できるが、恣意的な判断になってしまう恐れがないとは言えない。恣意性を抑制するためにも送付・受入ともに移送が行われた際にはいかなる相当性によって移送が認められたのかを公に示すようにすべきであろう。

相当性判断の例が法務委員会の答弁で挙げられていたので、参考までに紹介しておこう。

—送付移送について—

- ・捜査中の余罪がある場合は、それを処理してからでないと移送できない。
- ・受刑者が将来場合によっては証人として出廷をさせる可能性がある場合は移送できない。
- ・受刑者の犯罪が日本人を被害者とする犯罪で、外国へ送り出したら、被害者家族の被害者感情を著しく損なう場合は移送できない。
- ・執行国の刑罰執行法令によって著しく刑期が短縮される、あるいは早期に仮釈放されてしまうといったことが相当に予想される場合は移送できない。

—受入移送について—

- ・受刑者の家族関係あるいは生活歴などから、その者の家族が日本にいるとか、その者の生活基盤が日本にある、したがって、日本で刑を執行した方が改善更生に役立つという場合は受入移送が相当と考えられる。

- ・ 刑法五条にて外国で刑の判決を受けた、裁判を受けた者についても再度日本で処罰することができる規定されているが、受入移送をせずにもう一回やはり我が国で刑罰を科すべきだという場合には、受入移送は相当でない。

2. 14歳未満者の受入移送対象からの除外

国際受刑者移送法第5条2項にて「受入受刑者が14歳に満たないとき」は受入移送ができないと定められている。確かに日本の法律、具体的には刑法41条にて「14歳に満たない者の行為は、罰しない。」と定めがあるため、当然ながら14歳未満の人を刑務所あるいは少年院にて収容することはできない(※)。そのため、執行の共助のためとは言え通常収容できない年齢の者を受入移送することによって収容することはできない、ゆえに受入移送は行わないと考えられている訳である。

しかしそれでよいのであろうか。法務委員会での答弁によれば、平成13年1月現在では海外で受刑している14歳未満の日本人は確認されていないのだが、今後グローバル化の進展により14歳未満の海外受刑日本人が増えてくる可能性がある。「警視庁の統計」によると触法少年(14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年)の補導数は1000前後で推移しており(表参照)、中には凶悪犯罪も含まれている。こうした少年が今後海外へ出て行って犯罪を行うことは考えられないことではない。

	総数	殺人	強盗	放火	強姦	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入窃盗	非侵入窃盗	その他
17年度	1015	0	1	5	2	12	27	2	17	5	723	221
16年度	871	1	1	7	0	23	26	3	10	17	547	226
15年度	1038	1	0	14	0	13	39	1	20	21	671	258
14年度	912	0	1	14	0	11	24	4	23	598 (区別なし)		237

表：触法少年の罪種別補導人員 「警視庁の統計」を基に筆者作成

この国際受刑者移送法の目的は第1条に示されているように、受刑者の「改善更生及び円滑な社会復帰を促進すること」である。そうであるならば、14歳未満と言う環境に影響されやすい年齢の受刑者こそ、その社会復帰を促進するに適した場所にて刑に服させるべきではないだろう

か。つまり海外で14歳未満の日本人が受刑している場合は日本にて受刑ができる体制を整えるべきだろう。

とは言え現行法体制の下では既に指摘した通り受入移送することはかなわない。もし受入を可能にしようとするならば、14歳未満でも触法したならば罰を与えるようにしなくてはならないが、そうした法改定を行うとなれば国際受刑者問題に止まらず、日本の刑罰を大きく揺さぶるものとなってしまったため、非常に慎重な議論が必要になるであろう。

以上、見てきたように現時点では14歳未満受刑者の受入を行うことの有益性は認められるものの、実行に移すことはやはり不可能である。この問題について解決策を示すのは困難であるが、そうであるからこそ受刑者が14歳を迎えた時点で速やかに受入れがなされるように体制を整えておくことが極めて重要と言えるだろう。

※関連法

少年法第56条3項

懲役又は禁錮の言渡しを受けた十六歳に満たない少年に対しては、刑法第十二条第二項又は第十三条第二項の規定にかかわらず、十六歳に達するまでの間、少年院において、その刑を執行することができる。この場合において、その少年には、矯正教育を授ける。

少年院法第2条

- 1 少年院は、初等少年院、中等少年院、特別少年院及び医療少年院とする。
- 2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、十四歳以上おおむね十六歳未満の者を収容する。
- 3 中等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十六歳以上二十歳未満の者を収容する。
- 4 特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね十六歳以上二十三歳未満の者を収容する。ただし、十六歳未満の者であつても、少年院収容受刑者については、これを収容することができる。
- 5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、十四歳以上二十六歳未満の者を収容する。

3. 特別永住者の扱いについて

国際受刑者移送法ではその移送の対象を「外国において外国刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等及び日本国において懲役又は禁錮の確定裁判を受けその執行として拘禁されている外国人」としているが日本国民等とはどういう意味であろうか。これについては第2条3項に「日本の国籍を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）をいう。」という定義がなされている。

特別永住者の定義は「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に詳しいが、大雑把に言えば、昭和20年の降伏文書調印日（9月2日）以前から引き続き日本に居住している平和条約国籍離脱者とその子孫が特別永住者である。彼らの国籍は朝鮮あるいは韓国、台湾である。

と言うことは、国際受刑者移送法では日本人でない者も受入移送の対象としていることになる。国際受刑者条約第3条に「刑を言い渡された者については、次の条件が満たされる場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。」とあり、その条件の一つとして同条a項に「当該者が執行国の国民であること。」とあるから一見条約に反していそうであるが、欧州評議会事務局長あてに宣言すれば、条約中の国民の範囲を定義することが可能であり、日本はかかる宣言を行っているため、特定永住者を国民に含むことができるとされている。

2007年1月現在では国際受刑者移送条約を朝鮮、韓国、台湾のいずれも結んでいないため、まず特定永住者に関して問題は起こらないであろうし、仮に今後上記3カ国が結んだとしても特定永住者というものの歴史的背景やそこから与えられた地位や生活拠点などと国際受刑者移送の目的を考え合わせれば、やはり日本にて受刑させるのが妥当であると考えられる。

但し「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」第9条に定められた強制退去するに値する罪（※）を国外で犯していた場合は日本国にて受入をするのは適当ではなく、国籍を有する国に移送されるのが妥当であろう。

※関連法

- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

第九条 特別永住者については、入管法第二十四条の規定による退去強制は、その者が次の各号の一に該当する場合に限って、することができる。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章 又は第三章 に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。
- 二 刑法第二編第四章 に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの
- 四 無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの

4. 国家間による刑事司法制度の相違（日本と中国の比較）

～前提知識～

国家間で受刑者の移送を行おうとする場合、受刑者移送条約に加入するか 2 国間条約を締結するか 2 通りの方法が考えられる。また、受刑者移送条約に加入する場合、刑の執行の共助の方法として、**刑の執行継続（条約 10 条）**と**刑の転換（条約 11 条）**のどちらかを選ぶことになる（条約 9 条。国際受刑者移送法では刑の執行継続が採用されている）。**刑の執行継続とは、執行国が自国の刑罰法令に照らして裁判国の刑全体の執行を請け負うこと**。国際受刑者移送法では外国刑の法的性質及び期間をそのまま受け入れることを原則としつつ、外国刑と日本の刑の内容等の相違によりそのまま受け入れることが困難な場合は、日本の既存の法制度の範囲内で外国刑の執行共助を行うための必要な修正を加えることになっている（国際受刑者移送法 16 条・17 条）。具体的には、外国刑の法的性質に応じ、懲役刑に相当する場合は懲役刑、禁錮刑に相当する場合は禁錮刑とみなし、また共助刑の期間については、有期刑の場合刑法が定める上限である 30 年（20 歳未満は 15 年）という限度で執行を共助することになっている。一方、**刑の転換とは、裁判国で言い渡された判決から認められる事実認定に基づき、執行国が自国の法令に規定する手続を適用する方法**。

上記のどの方法で外国と受刑者移送のための条約を結ぼうとする場合でも、国家間の刑事司法制度の違いは最大の障害になる。中国との条約締結についてもこの点が大きなハードルになっている。両国の刑事司法制度の相違として、まず刑罰の種類の違いが挙げられる。日本の場合、主刑として**死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料**、付加刑として**没収**があるが、中国の

場合、主刑として**死刑¹・懲役・拘役²・管制³**、付加刑として**財産没収⁴・政治的権利の剥奪¹・罰金・(外国人の場合) 国外追放**、更に**治安管理処罰¹¹**という刑罰より 1 ランク低い制裁が存在し、制度間の共通性に欠ける。次に、刑罰を執行する場についても、日本の場合、**刑務所・少年刑務所・拘置所・(留置場)**があるが、中国の場合、**監獄・少年犯管教隊・労働改造管教隊・(看守所)**となっており各施設で行われる矯正活動も異なる。第 3 に責任能力についても、日本では 14 歳未満の者は刑事責任を負わず、20 歳までは少年の扱いとなり処罰が軽減されるのに対して、中国では 16 歳未満の者は原則刑事責任を負わないが、16 歳未満であっても 14 歳以上の者は一部の罪を犯した場合刑事責任を負い、また 18 歳までは軽い処罰で済まされる法制になっていて、若干の違いがある。また、刑事手続についても、無罪推定原則が明確に採用されておらず、黙秘権も確立されていない。ⁱⁱⁱ

このように、日中両国間では刑事司法制度が大きく異なるため、容易に受刑者移送のための条約を締結できない。日中間で受刑者移送制度を構築するためには中国が自国の刑事司法制度を先進諸国に合わせる形で改正して受刑者移送条約に加入するか 2 国間条約を締結するかのどちらかになる。日中間では 2006 年 7 月 20 日、当時の杉浦正健法相が中国を訪問し、受刑者移送条約締結へ向けて協議していくことを中国側と合意した段階にある。

2 国間条約を結ぶとしても、受刑者移送条約がある程度モデルになると考えられるが、中国では犯罪となることが日本では犯罪とならない場合 (ex. 森林破壊罪、市場騒乱罪 etc) やその逆のケースをどのように処理するか、刑事責任を負うことになる年齢の相違から生じる矛盾をどうするか、両国間の刑罰の対応関係が不明瞭である点 (ex. 中国で日本における禁錮刑に相当するのは何か?) をどう克服するかなど、クリアすべき課題が山積している。

参考文献：西村幸次郎編「現代中国法講義 (第 2 版)」2005 年、法律文化社、63～83 頁

小口彦太・田中信行著「現代中国法」2004 年、成文堂、107～162 頁

¹ 中国には直ちに執行を予定する死刑と、2 年間の執行延期つきの死刑の 2 種類の死刑がある。後者の場合、執行延期期間中に故意犯罪を犯さない限りその期間満了後無期懲役に減刑される。

² 1 ヶ月以上 6 ヶ月以下の労働改造刑。

³ 一定の権利を制限して、公安機関の監督下で社会生活を送らせる 3 ヶ月以上 2 年以下 (数罪を犯したときの上限は 3 年) の刑罰。

⁴ 主に国家に対する敵対活動および不正な営利活動に対して課される刑罰。

～私見（菊川）～

これだけ2国間で刑事司法制度が異なると、両国が妥協点を見つけて受刑者移送制度を作るのは難しいと思う。しかし、中国は2006年7月14日時点でウクライナ・ロシア・スペインの3国と受刑者移送の条約を締結しており、日中間も協議を重ねるうちに条約締結の糸口が見えて来るかも知れない。特に、スペインという欧州連合加盟国と中国が条約を締結したという事実は期待感を持たせてくれる。中国とスペインで締結した条約においては、執行継続と刑の転換の2種類のスタイルを融合させた^{iv}制度が作られており、今後日中間で条約締結交渉をする際の参考材料になると思う。両国の間で受刑者移送条約が締結され、やがてヨーロッパのようにアジア全体で受刑者移送のための多国間条約へとつながることを期待する。

- i 資格刑に属する。具体的には、①選挙権と被選挙権、②言論・出版・集会・結社・デモ行進・示威行動の自由、③国家機関の職務を担当する権利、④国有会社・企業・事業単位・人民団体の指導的職務を担当する権利などが剥奪される。この刑罰の意味は政治上の否定的評価を下すこと、赦免後の政治的権利の利用を遮断することなどと言われる。
- ii 社会危害性のある行為であるが、刑事処罰を行うに至らないときは、公安機関が治安管理处罰を行う。処罰には、警告、罰款（過料）、行政拘留、許可証の取り消し、国外退去（外国人の場合）などがある。
- iii 中国では、文化大革命中、それまでの刑事手続についての規範・ルールが破壊され、「**先定後審**」（先に有罪と決定して後にその証拠を集めて審理する）や「**捜査中心**」（捜査側が先に有罪か否か、どのような刑罰を科すかを決めて、起訴と裁判がただそれを追認するだけ）や「**坦白從寬、抗拒從嚴**」（自白すれば軽く処罰するが、拒めば厳しく処罰する）といったやり方が横行し、今なおその名残が残っている。
- iv 「執行国は国内法に従い、移送された受刑者に対し、裁判国が言い渡した刑罰を継続執行し、裁判国が裁判の根拠とする同一犯罪について再度裁判を行わない。但し、裁判国の刑罰の種類或いは刑期が執行国の国内法と符号しない場合、執行国は当該刑罰を同種犯罪に関する国内法所定の刑罰に転換させ、刑を執行することが可能である。」 中華人民共和国駐大阪総領事館 HP (<http://osaka.china-consulate.org/jpn/lqyw/t263109.htm>) より。